

荒尾玉名地域における地域交通広域連携施策導入に向けた調査事業 業務委託基本仕様書

1 委託業務名

荒尾玉名地域における地域交通広域連携施策導入に向けた調査検討事業

2 目的

熊本県県北広域本部玉名地域振興局（以下「県」という。）の管内は、荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町の2市4町で構成され、南北に貫く鉄道、九州自動車道による陸送、長洲港を拠点とした海送を中心に福岡都市圏や熊本都市圏等との交通利便性に優れた特徴を持っている。

その一方で、管内に目を向けると、近距離移動に関しては、バス路線の廃止やダイヤ縮小などを背景に公共交通機関の利便性が低下し、持続可能な地域交通の確保が難しい現状がある。

このような状況を受け、市町等で導入している公共交通手段を補完する地域住民の足となり得るスクールバス等に着目し、それらの現状を地域全体として把握・共有し、課題を洗い出すことで、地域住民のニーズに即し、最適化された交通手段として機能することが求められている。

そこで、本業務では、地域の足となり得る交通資源に関する調査・分析に加え、地域住民やステークホルダーへのヒアリング等を実施することで、今後の持続可能な地域交通網の形成に向けた方策を整理するとともに、荒尾玉名地域の交通空白地を解消する新たな運輸手段の創出の一助となり、ひいては、地域交通の利便性向上に伴う定住促進に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

4 委託内容

本業務については、荒尾玉名地域の2市4町が連携して、交通空白地を解消するための新たな運輸手段の創出を促進するため、次の取組を実施する。事業実施にあたっては、委託候補者の提案をもとに、実施内容を決定する。なお、事業の目的を理解した上で業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

なお、実施にあたり必要な経費は、委託料に含めるものとする。

(1) 荒尾玉名地域の各市町が有する交通資源に関する調査

ア 実施内容

荒尾玉名地域でスクールバス等を運行する事業者等に対し、運行状況等を含んだ交通資源に係るヒアリングを実施すること。

イ ヒアリングの回数、意向確認等

- ・ ヒアリングの対象は5社程度とする。事業者の選定については、県と協議した上で決定する。

- ・ ヒアリングの回数は、1事業者あたり最低1回とする。
- ・ 運行に関わる要員、車両台数、収容人員、定期路線等の定数調査を行い、交通資源を明らかにすること。また、スクールバスを地域交通広域連携施策として利活用することに対する事業者等の意向を確認すること。
- ・ 事業者等が所有する交通資源の整理と運行可能地域、運行可能時間など空白の可視化が分かるようにすること。

(2) 管内2市4町に対する地域交通ニーズに関する調査

ア 実施内容

管内2市4町の役所（役場）に対し、地域交通のニーズに係るヒアリングを実施すること。

イ 実施方法等

- ・ 地域交通の担当所属を主とし、教育・福祉等の担当など、場合によっては交通部門の担当以外の所属からもヒアリングを実施すること。
- ・ ヒアリングの結果については、ニーズごとに整理すること。

(3) 地域住民等へのアンケート調査

ア 実施内容

管内の2市4町の地域住民等に対し、通勤通学、通院等の生活圏内における移動の実態や地域交通に求めることなどに関する調査を実施すること。

イ アンケート調査方法等

- ・ アンケートの実施に際し、紙やWEB方式などの手法は指定しないが、回答回収と分析に適した手法を検討し、提案すること。
- ・ 設問については、本事業の主旨及び目的に即したものと現行の地域交通の利便性を問うものに加え、地域住民のニーズを引き出すものとし、県と協議の上、調査を実施すること。
- ・ 配布数は、2,000程度とする。

(4) 研修会及びワークショップの開催

ア 実施内容

ヒアリングを実施した事業者や管内市町の担当者等に対し、地域交通や公共ライドシェア等に関する研修会を開催し、(2)のアンケート調査結果の説明、意見交換を行うワークショップを併せて開催すること。

イ ワークショップの方法等

- ・ ワークショップの開催は、最低でも1回は開催すること。
- ・ 当日は、ファシリテーターによる運営を行うこと。
- ・ 対面方式を原則とするが、オンラインでも開催できるよう配慮すること。
- ・ 原則、荒尾玉名地域を開催場所とすること。
- ・ 開催日時等は、県と協議の上、決定すること。
- ・ ワークショップの開催後は、参加者にアンケートを実施すること。アンケート項目や内容については、県と協議した上で決定すること。

(5) 施策等の提案

上記(1)から(4)までを踏まえ、管内が広域的に連携し、交通空白地を解消する

ための短期的、中長期的に取り組むべき施策や地域交通の在り方について複数提案すること。

5 成果品・提出場所

(1) 成果品

業務完了報告書 2部

なお、本業務で作成した制作物等があれば成果品として提出すること。

(2) 提出場所

熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

6 著作権等

- ・ 本業務において製作するすべての電子データについては、第三者（受託事業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・ 委託業務により制作した成果物の著作権及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとし、管内市町も利用することができるものとする。
- ・ 使用する映像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。また、本業務において使用する写真に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理・調整を行うこと。

7 業務実施体制

受託者は、本業務を実施する実施責任者を配置すること。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含めるものとする。ただし、県及び関係市町の職員が参加する交通費等は除く。

9 その他留意事項

- ・ その他荒尾玉名地域における地域交通の利便性が向上する取組を予算の範囲内で実現可能な提案をすること。
- ・ 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・ 業務の遂行に当たっては、県と随時打合せを行い、十分に協議を行った上で実施すること。
- ・ 業務の遂行に当たっては、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- ・ 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることのないようにするとともに、個人情報を取り扱う場合は、使用方法について明記すること。
- ・ 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議すること。